(様式第2号)

令和元年度第8回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日 時	令和元年11月22日(金) 午後3時00分~午後5時00分
場所	東館 3 階 中会議室
出 席 者	委 員 花田 佳明,武田 重昭
	届出者 (1) 共同住宅(大原町59番外)
	申請者 **氏
	設計者 **氏
	(2) 一戸建ての住宅(六麓荘町110番1)
	申請者 **氏, **氏
	設計者 **氏, **氏
	事務局 白井都市計画課長,山本都市計画課主査,桑原都市計画課課員
事 務 局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 □ 一部公開
	会議の冒頭に諮り、出席者2人中2人の賛成多数により決定した。
	〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上
	の賛成が必要〕
	<非公開・一部公開とした場合の理由>
	審議の内容に個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

- (7) 共同住宅(大原町59番外)
- (イ) 一戸建ての住宅(六麓荘町110番1)

イ その他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 共同住宅(大原町59番外)

令和元年11月8日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地北側の一戸建ての住宅は、各々の敷地内において計画地に非常に近接して建設されていることから、大きな開口部は、近隣への見下ろしなどを配慮した配置や規模となるよう検討すること。
- ・ 計画地の3方向が市道に接道していることから、公共空間からの視認性が非常に高い。 そのため、建築物の意匠だけでなく、エントランスや駐車場へのアプローチ周辺の工作 物等の色彩や仕上げについても、敷地における外観意匠を構成する重要な要素となる ことから、建築計画と一体的に計画し、地域の景観を向上させるような質の高いデザインとすること。
- ・ 道路に面した敷地際には、計画地周辺の景観を特徴づける石積みと生垣を組み合わせるなど、周辺の通り景観との連続性の確保に努めること。また、敷地際に石積み等の擁壁を設ける場合は、3方向が市道に接道していることを鑑み、擁壁が高くなりすぎないよう、いくつかのゾーンに分けて階段状にするなどして、行き交う人々に圧迫感を与えることのないよう配慮すること。

(2) 一戸建ての住宅(六麓荘町110番1)

令和元年11月11日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下 記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は、二方向の道路から視認されるため、十分な修景植栽を施すことにより、緑豊かな外観意匠とするよう努めること。
- ・ 現状地盤が道路面より高いため、擁壁等は圧迫感を軽減させるよう工夫すること。また、既存の擁壁を使用する際は、周囲の色彩と同系色にするなど、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、エントランス周りや駐車場アプローチの舗装部分、建築物に 附属する塀や柵等の仕上げについても、敷地における外観意匠を構成する重要な要素 となることから、材料の質感や色彩を工夫することで、地域の景観を向上させるような 質の高いデザインとすること。